

令和6年度 第3回群馬県最低賃金専門部会 会議次第

令和6年8月8日
前橋地方合同庁舎
1階 共用会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 群馬県最低賃金額の審議について

(2) その他

3 閉 会

群馬地方最低賃金審議会
第3回 群馬県最低賃金専門部会

資 料 目 次

- 1 群馬県において最低賃金を大幅に引き上げを求める会長声明

群馬弁護士会

2024年7月30日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会
会長

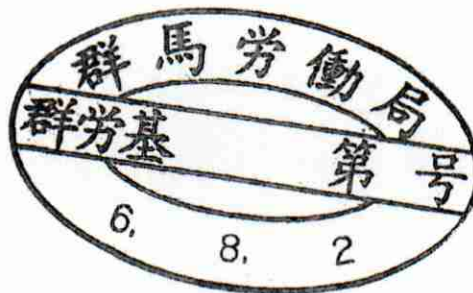
会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、送付いたします。会長声明の趣旨をご理解いただき、慎重な審議をお願いいたします。

(添付書類)

- ・群馬県において最低賃金を大幅に引き上げを求める会長声明

以上



群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明

- 1 2024年7月26日、中央最低賃金審議会は、引上げ額の目安を全国平均で時給1054円(値上げ幅50円)とする答申をまとめた(群馬県の目安とされるBランクにおいても値上げ幅は50円とされた。)
- 2 現在、群馬県の最低賃金は935円にとどまり、これは北関東3県で最低額である。群馬県は、ランク区分はBランクであるものの、本年度に上記目安に沿った増額があっただけでは、最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、約16万円/月額(約192万円/年額)程度の水準にとどまってしまう。ところが実際の「労働者の生計費(最低賃金法9条2項)ⁱ」は、都市部でも地方でも、月額22~24万円(時給に換算すると1300円~1400円)であってⁱⁱ、地域差はほとんどない。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると、現状の群馬県の最低賃金の水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準(同法9条3項)を大きく下回っているといわざるを得ない。
よって、群馬県の最低賃金額を大きく引き上げることが必要である。
- 3 もちろん、最低賃金を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮(「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等)を行うことも必要であるが、昨年度において、全国各都道府県の地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申が相次いでいたとおり、目安額を上回る判断には相当性があり、群馬県最低賃金審議会には英断が求められている。
- 4 以上のとおりであるから、当会は、群馬地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会が答申した今年度の地域別最低賃金額改正の目安額を実現するだけにとどまらず、群馬県内の低賃金労働者の生活水準の改善や今日の物価上昇傾向に留意して、主体的に、群馬県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求めるものである。

2024年7月30日

群馬弁護士会 会長

ⁱ 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

ⁱⁱ 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェイジ~労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算~」及び中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照。また、連合リビングウェイジ(2023年簡易改定版)も参照。